

春日部市こども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(春日部市こども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 春日部市こども医療費の助成に関する条例（平成17年条例第96号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正後の号を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(対象者) 第3条 (4) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の3に規定する里親に委託されている者</u> (5) 学校教育法に基づく就学義務の猶予に係る学齢児童のうち、病弱、発育不完全及びそれに準ずる状態を除く事由のため就学困難と市長が認めた者	(対象者) 第3条 (4) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）</u> に規定する里親に委託されている者

(春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 春日部市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成17年条例第98号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条 3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、 <u>父母、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の3に規定する里親以外の者</u> をいう。 (対象者) 第3条	(定義) 第2条 3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、 <u>父母及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3に規定する里親以外の者</u> をいう。 (対象者) 第3条

2	2
(4) <u>児童福祉法に基づく小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者</u>	(4) <u>児童福祉法に規定する</u> 里親に委託されている者

(春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正)

第3条 春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成17年条例第107号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(定義) 第2条 (3) <u>65歳以上75歳未満</u> の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）別表で定める程度の障害の状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を <u>受けている者</u> (4) <u>75歳以上の者</u> であって、令別表で定める程度の障害の状態にある旨の市長の認定を受けている者 (対象者) 第3条 2 (3) <u>児童福祉法第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の3に規定する里親に委託されている者</u>	(定義) 第2条 (3) <u>65歳以上</u> の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第 <u>318号</u> ）別表で定める程度の障害の状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を <u>受けた者</u> (対象者) 第3条 2 (3) <u>児童福祉法</u> 第6条の3に規定する里親に委託されている者

(春日部市国民健康保険条例の一部改正)

第4条 春日部市国民健康保険条例（平成17年条例第117号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(被保険者とししない者) 第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、措置により児童福祉施設に入所し	(被保険者とししない者) 第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、措置により児童福祉施設に入所し

ている児童又は同法第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法第6条の3に規定する里親に委託されている児童であって民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としな

ている児童又は里親に委託されている児童であって民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者としな

附 則

この条例は、公布の日から施行する。